

市対策本部の体制移行について

	本部設置～緊急事態措置まで (1/31-4/6)	緊急事態措置期間～体制移行 (4/7-6/1)	体制移行～ (6/1-)
名称	新型コロナウイルス感染症対策本部会議	新型コロナウイルス感染症対策本部会議	新型コロナウイルス感染症等対策本部会議
設置目的	新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・医療体制の維持 ・健康被害を最小限に抑える ・市民生活、地域経済への影響を最小限に抑える 	新型コロナウイルス感染症拡大防止及び市民生活、地域経済の速やかな回復
設置日	令和2年(2020年)1月31日	令和2年(2020年)4月8日	<u>令和2年(2020年)6月1日</u>
根拠法令	吹田市新型コロナウイルス感染症対策本部設置要領	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等対策特別措置法 ・吹田市新型インフルエンザ等対策本部条例 	吹田市新型コロナウイルス感染症等対策本部設置要領
構成員	市長(本部長) 副市長(副本部長) 各部局の長(本部長)	市長(本部長) 副市長・水道事業管理者・教育長(副本部長) 危機管理監(総括責任者) 健康医療部長(健康医療対策責任者) 各部局の長(担当所管の対策責任者)	<ul style="list-style-type: none"> ・市長(本部長) ・副市長・水道事業管理者・教育長(副本部長) ・危機管理監(総括責任者) ・健康医療部長(健康医療対策責任者) ・都市魅力部長(地域経済対策責任者) ・市民部長(市民生活支援対策責任者) ・各部局の長など(本部長)
事務局	健康医療部健康まちづくり室	総務部危機管理室	<u>総務部危機管理室</u>

※下線は、体制移行に伴う変更箇所